

(提出前に必ず一読願います) 提出書類について

各提出書類についての記載例及び留意事項等をまとめております。書類作成の際に御活用下さい。

① 事業実績報告書類チェック一覧

- ・提出する書類等について記載し、提出して下さい。

② 第5号様式「実績報告書」

- ・日付について、原則、令和6年3月31日以降の日付としてください。3月31日以前に事業が完了した機関については、完了した日以降の日付で構いません

(例)：1月15日に空気清浄機が納品。20日に業者への支払いが完了した場合は、1月20日以降の日付)

- ・精算額は実施計画額(=内示額(交付決定額)+持ち出し部分)を記載してください。持ち出し分がない場合は、内示額(交付決定額)を記載します。

(例) 実施計画額660,000円で、持ち出し分が0円の場合=記載する精算額は「660,000円」

【注意】 整備予定のものが、計画承認時より型式の変更(※計画承認の内容と条件は同じで、型式のみ変更となる場合。別メーカーに変更する場合は原則不可)となり、購入額が減額となった、あるいは3月31日までの納品に間に合わず、購入できなくなった等の理由で交付決定額より減額となった場合、実績報告書を提出する前に**【事業変更承認申請】**を行い、減額した金額で**【事業変更承認決定】**の交付を受ける必要があります。(減額のみ。増額の変更は不可)

※額が変更となる場合は、事業変更承認申請の御案内をしますので、実績報告書を提出の前に必ず担当者へ御連絡願います。

【※事業変更承認申請の手続きについて】

「岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備費補助金補助事業変更承認申請書」の提出が必要となります。

- ・「1 補助事業の変更の理由及び内容」を記入する欄があるので、交付決定額より減額となる理由を記載します。
- ・「2 変更後の補助金交付申請額」を記載します() 括弧には当初の交付決定額を記載します。

- ・「3 変更後の岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業実施計画書（(第2号様式関係）別紙1）」「4 変更後の岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業経費所要額調書（(第2号様式関係）別紙2）」を記載します。
- ・5 添付書類（**いずれも変更後のもの**）を提出します。（歳出歳入予算書も変更後のものを提出）

③ 別紙1「第5号様式関係」（※Excelでは2シートあります。）

- ・基本的には事業実施計画時に提出いただいたものと同じ内容になるかと思えます。補助基準額がよくわからない場合などは空欄で提出いただくか、お問い合わせください。

④ 歳入歳出決算書抄本

- ・歳入＝歳出となります。歳入の～設備整備費補助金の予算額は内示額（交付決定額）。一般財源は持ち出し部分です。

- ・歳出の設備整備費は実施計画額です。

（例）実施計画額が660,850円の場合

歳入 補助金660,000円（＝内示額）、一般財源850円

歳出 設備整備費660,850円（＝実施計画額）

⑤ 「発注書（注文書）等の写し」又は「契約書の写し」※いずれかで可

- ・発注書等や契約書の写しなど申請者側から発注した意思のわかる書類を提出してください。日付等が入っていないものは受付できません。
- ・パソコンで注文した際は、パソコン画面を印刷したものを、電話等で注文した場合は、「令和5年〇月〇日 △△業者へ電話にて注文」等、任意様式に内容を記載して提出してください。

⑥ 「納品書または検収調書の写し」又は「請求書の写し」※いずれかで可

- ・納品書、検収調書、請求書など発注後に納品された事実のわかる書類を提出してください。日付等が入っていないものは受付できません。
- ・令和5年10月1日より前、または令和6年3月31日を超えて納品された物は補助対象外です。

⑦ 「領収書の写し」又は「銀行等通帳（口座名義と支払出金のわかる頁）の写し」※いずれかで可

- ・購入した設備等に対する支払いが行われたことわかる領収書、銀行通帳の該当部分の写しなどを提出してください。日付等が入っていないものは受付できません。
- ・支払いが4月以降になり、上記書類の提出が困難な場合は、内部で支払いを意思決定した稟議書などを代わりに提出してください。代わりの書

類も提出が困難な場合は御相談ください。

※業者への支払いが実績報告書提出時に間に合わない場合は、チェックリストの「提出できない理由」の欄に、いつ頃提出できるか御記入ください。（業者への支払いが終了次第、速やかに提出願います）

【注意】他の交付対象外の物品等と同時に業者へ支払いした領収書の場合は、該当箇所が分かるようにマーカーで色付けしたもの、あるいは内容を記載するなどして（例：○月○日、△△会社に100万円振込→「うち交付対象の空気清浄機60万円を含む」等。通帳も同じ。）交付対象の支払状況が分かる状態で提出願います。くれぐれも交付対象外のものを含めた支払データを色付け等することなく一括で提出することはおやめください。

⑧「患者受入（G-MIS入力）実績簿」（県様式：入院患者受入医療機関用）

⑨「患者診療（G-MIS入力）実績簿」（県様式：外来対応医療機関用）

・「入院医療機関等設備整備事業」及び「外来対応医療機関設備整備事業」の交付を受けた医療機関は、⑧又は⑨の提出必須。（入院患者受入医療機関、外来対応医療機関ごとに整備している場合は、事業ごとに提出）

※直近のG-MISの入力画面を1部印刷して様式に添付してください。

【注意】3月末までに入院患者受入実績又は患者診療実績が認められない場合は補助金の交付は行いません。

※「外来対応医療機関確保事業」のみの交付を受けた医療機関は⑨の提出は不要です。

⑩ **事業実施状況確認書類** ※整備したものに依じて提出してください

・空気清浄機など備品・設備関係においては、納入・設置した箇所の【写真】と、【施設図面】に設置した箇所がわかるようマーカーなどで印をつけたものを提出してください。

※本事業とは無関係の一般診療等での使用など、本事業の趣旨とは違う目的で使用された事実が確認された場合、補助金の全額返還等もありますので御注意ください。